国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

共に北海道の未来を創る
第9期北海道総合開発計画

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和８年１０月２９日

札幌開発建設部

２機関合同の取締りを行いました

～違反車両１台に指導を実施！～

札幌開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。
また、特殊車両の取締りと合同で、北海道運輸局が脱輪事故防止のための大型車のホイール・ナット点検及び不正改造車並びに無車検車排除のための検査を行いました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。
特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。
札幌開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

１　実施日時　　令和８年１０月８日（木）１３：３０～１５：００

２　実施場所　　一般国道２３０号　札幌市豊滝除雪ステーション（札幌市南区豊滝４２４-１：別紙参照）

３　取締結果

（１）札幌開発建設部

（特殊車両）	計測車両	１台
	違反車両	１台
（違反車両の内訳）	連結違反	１台
（指導の内訳）	警告書交付	１台

（２）北海道運輸局

（脱輪防止）	点検車両	３台	ゆるみのある車両	なし
（無車検取締り）	検査車両	１６５７台	無車検の疑いがある車両	１台

【道路管理者からのお願い】
特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。
※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【特車取締りに関する問合せ先】 国土交通省　北海道開発局　札幌開発建設部
特定公物管理対策官　牧野　恒（電話番号 011-611-0313 ダイヤルイン）
上　席　専　門　官　鹿嶋　崇（電話番号 011-611-0313 ダイヤルイン）
札幌開発建設部ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/

【ホイール・ナット点検、不正改造車排除のための検査、無車検車の取締りに関する問合せ先】
国土交通省　北海道運輸局　自動車技術安全部　技術課
課長補佐　柴田　和哉　（電話番号 011-290-2753）
専門官　谷原　陽介　（電話番号 011-290-2753）

１０月８日の合同取締りの様子

札幌開発建設部

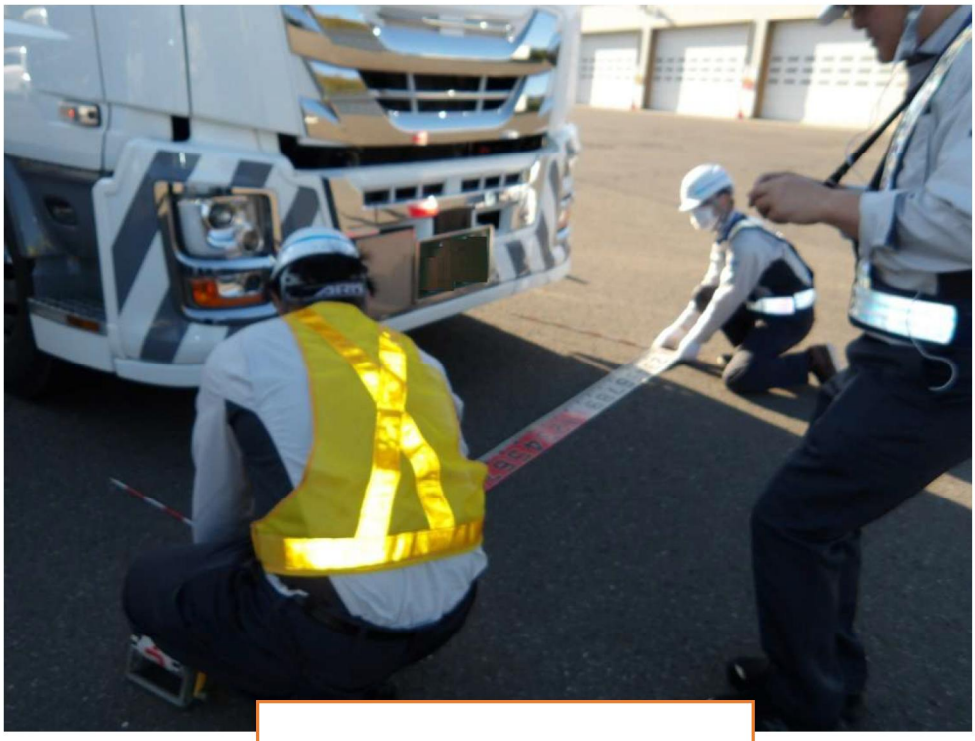

特殊車両の幅を計測

北海道運輸局

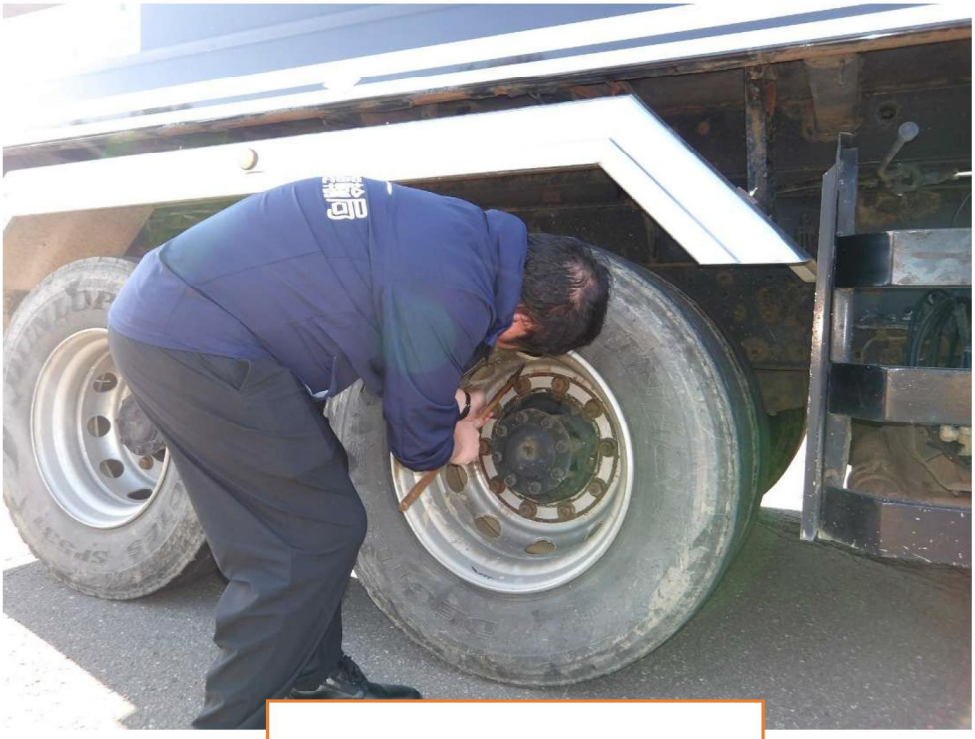

ホイール・ナットの点検調査

位 置 図

別紙

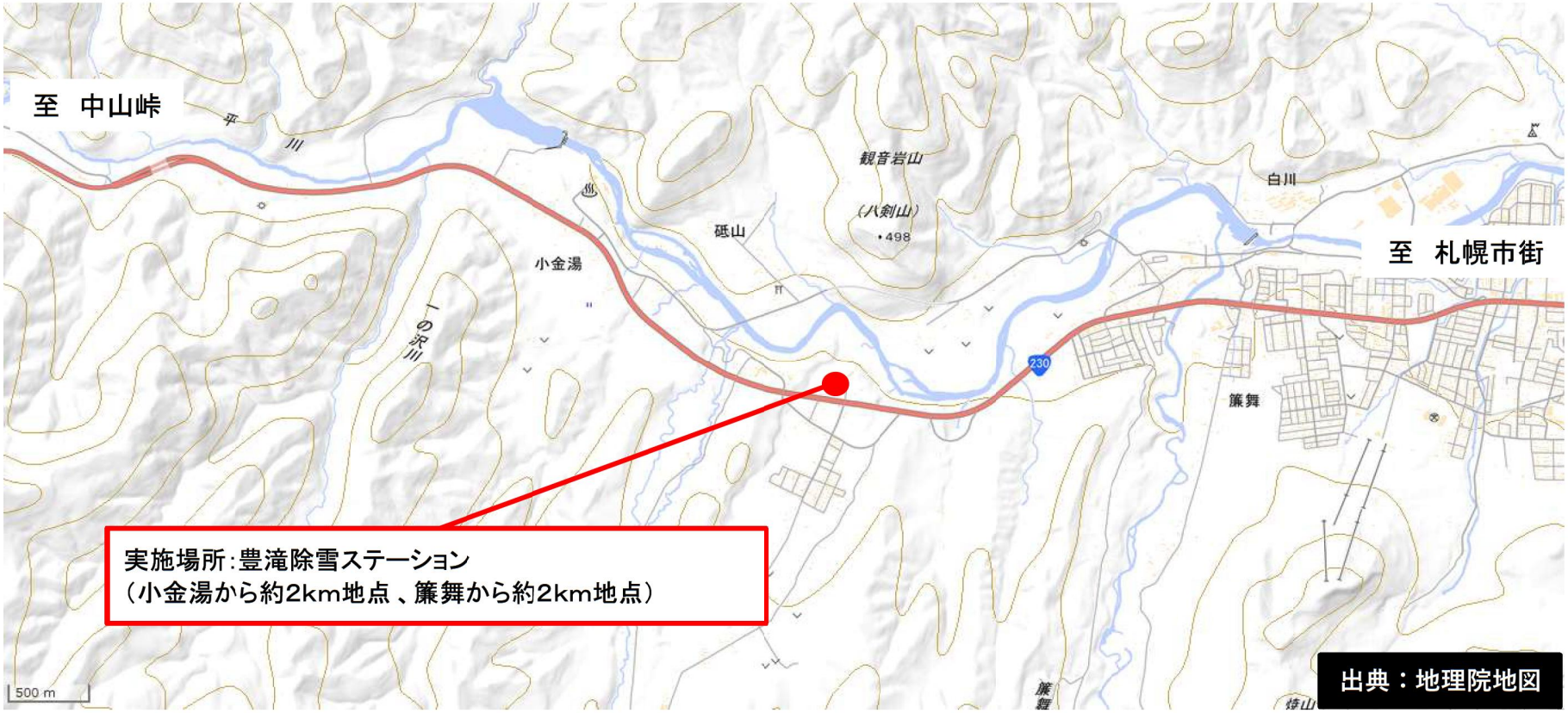
至 中山峠
至 札幌市街
観音岩山
(八剣山)
498
砥山
小金湯
白川
簾舞
230
実施場所:豊滝除雪ステーション
(小金湯から約2km地点、簾舞から約2km地点)
500 m
出典：地理院地図

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には許可が必要です!!

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近は、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車（特殊車両）を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。

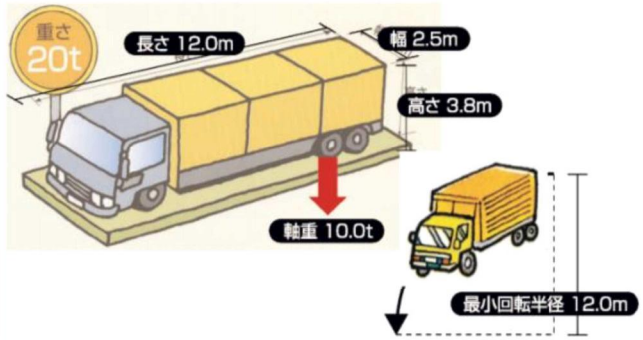

重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。

●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。

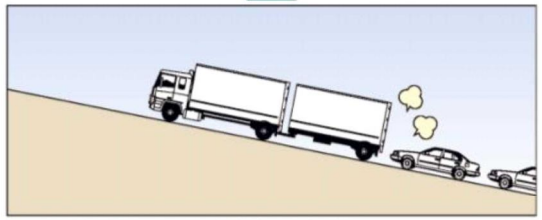

●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れやわだちなどの発生。

●舗装のひび割れの様子。

国土交通省
北海道開発局

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

共に北海道の未来を創る
第9期北海道総合開発計画

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介（R8.4.1時点）

1 自由通行できる一般的制限値（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

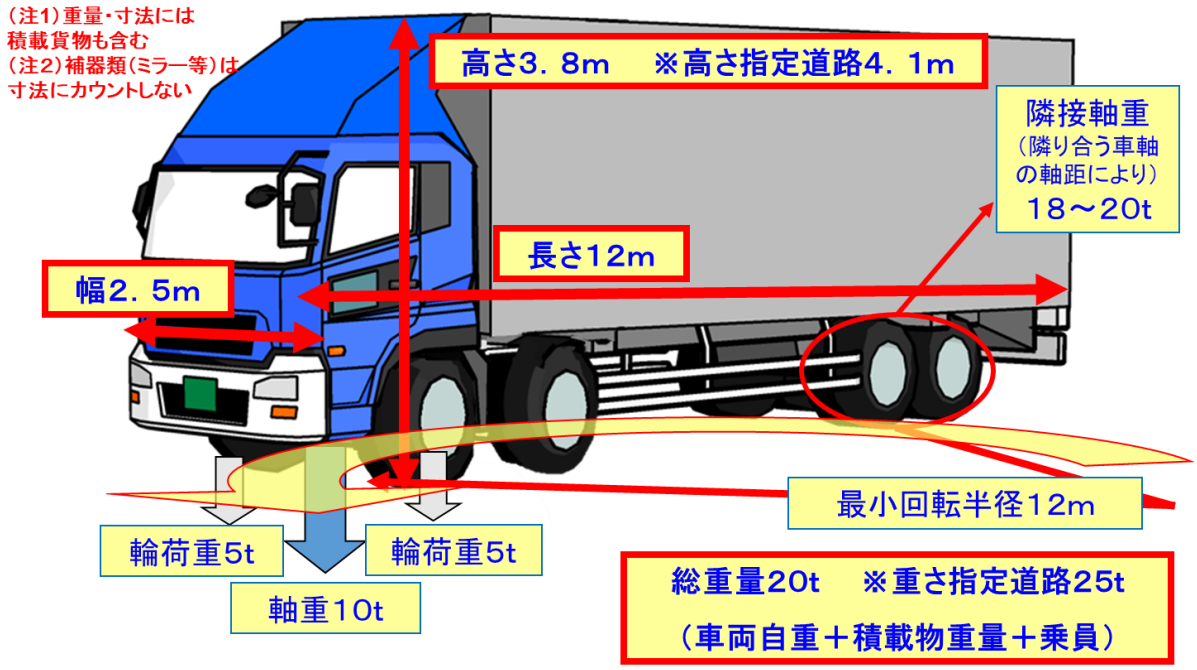

原則、上記数値（貨物含む）のうち１つでも超えると“特殊車両”となり、通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2　特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続に係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口（土日祝除く8:30～17:15）

電話　　０１１－６１１－４１６０　FAX　０１１－６１１－４１６２
E-Mail　hkd-sp-info-tokusya@ki.mlit.go.jp
住所　　〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目（４階北側）

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般（操作・意見要望等）

特車運用事務局（関東地方整備局内：土日祝除く9:15～18:00）

電話　　０４８－６０１－３２２３
E-Mail　ktr-tokusya-info@ki.mlit.go.jp
特車ポータルサイト　https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/　【重要！】
特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版)　【制度や手続等。必携です！】
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」（特車通行確認制度の全て）

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

特車登録センター（(一財)道路新産業開発機構（HIDO）※
土日祝除く9:00～17:30）※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話　　０１２０－１６１－９４８（トウロクトクシャ）
E-Mail　hido-tks-info@tks.hido.or.jp
特車確認制度HP　https://www.tks.hido.or.jp/　【即日通行が可能です！】

だつりん防止!!

SEVERE WARNING! TRUCK TIRE DETACHMENT.

大型車の車輪脱落を防ぐ5つのポイント

1 落とさぬための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

2 トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

3 さびたナットは清掃交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆びやゴミ、追加塗装を取り除きます。

4 ナット・ワッシャーの隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのネジ部とナット、ワッシャーの隙間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

5 一日一度は緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

ホイールナットの締め付け方法や注意点は裏面をチェック！

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部

自動車点検整備推進運動

安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です

「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/

▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com

▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

自動車点検整備推進運動
http://www.tenken-seibi.com

■推進：国土交通省　自動車点検整備推進協議会　■後援：内閣府　警察庁　環境省　■協力：独立行政法人自動車技術総合機構　軽自動車検査協会　独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）
一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会
一般財団法人 自動車検査登録情報協会
公益財団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸商協同組合
全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会